

中城村地域公共交通協議会事務局規程（案）

令和 6 年 月 日制定

（趣旨）

第 1 条 この規程は、中城村地域公共交通協議会規約（以下「規約」という。）第 11 条の規定に基づき、中城村地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第 2 条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1）協議会の会議に関すること。
- （2）協議会の資料作成に関すること。
- （3）協議会の庶務に関すること。
- （4）前各号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項

（職員等）

第 3 条 事務局に事務局長、その他必要な職員を置く。

- 2 事務局長は、中城村において公共交通に関する事務を所管する課（以下「所管課」という。）の課長をもって充てる。
- 3 事務局員は、所管課の職員をもって充てる。

（専決事項）

第 4 条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りでない。

- （1）事務局の運営に関すること。
- （2）物品の購入その他協議会運営に必要な契約の締結に関すること。
- （3）物品及び現金の出納に関すること。
- （4）前各号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。

(文書の取扱い)

第5条 事務局における文書の收受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、中城村において定められている文書の取扱いの例による。

(公印の取扱い)

第6条 協議会の公印の種類は会長印とし、公印の名称、形状、書体、寸法、用途、個数及び管理者は、別表のとおりとする。

2 協議会の公印の保管、取扱い等については、中城村において定められている公印の取扱いの例による。

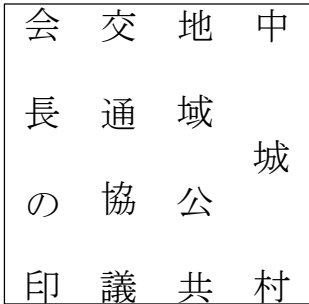
(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和6年 月 日から施行する。

別表 (第6条関係)

名称	形状	寸法	用途	個数	管理者
中城村地域公共交通協議会長の印		方 24 ミ メートル	会長名を もって発 する文書	1	事務局長